

案件概要表

開発計画調査型技術協力

2019 年 02 月 02 日 現在

主管区分：本部主管案件

農村開発部

案件名	(和) ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト (英) The Project for Study on Integral Development of the Adjacent Zones to Yacyreta Dam Reservoir
対象国名	パラグアイ
分野課題 1	農業開発-農業政策
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小農自立化支援
援助重点課題	格差是正
開発課題	貧困層の生計向上
プロジェクトサイト	イタプア県、ミシオネア県
署名日(実施合意) (*)	2016 年 11 月 25 日
協力期間 (*)	2017 年 03 月 1 日 ～ 2020 年 07 月 31 日
相手国機関名 (*)	(和) 農牧省 (英) Ministry of Agriculture and Livestock

プロジェクト概要

・背景

1) パラグアイにおける農業セクター及び灌漑サブセクターの概要

パラグアイ共和国(以下、「パラグアイ」という。)の農牧業は、国内総生産の約 3 割、輸出総額の約 4 割 を占め、就労人口の約 3 割が従事しているなど基幹産業となっている。

一方、パラグアイの農村部における貧困率は、都市部の 17.0%に比べ 33.8% と高く、特に、全農家数の 86% を占める所有面積 20ha 未満の小農の生計向上に向けて、農業の生産性向上及び、加工・流通・販売の拡大も含めた農村地域の雇用を創出することが重要であるとされている。

とりわけ、コメは国内で加工（精米）されてから商品として輸出される

数少ない農産物の一つであり、その生産性向上に寄与する灌漑開発に対する期待は大きい。

しかしながら、パラグアイでは、水資源法により環境庁が水利権の許可権限を有しているが、その執行方法の規定が整備されておらず、資金力のあ
る大土地所有農家が自ら民間コンサルタントを雇用して灌漑開発を進め、
無秩序な水資源利用が行われており、一部地域で水不足が深刻化してい
る。

一方で、公的機関による大規模灌漑開発事業が実施された実績はない。

2) ヤシレタダム湖隣接地域における灌漑サブセクターの現状

ヤシレタダムは、アルゼンチンとの共同水力発電事業として計画された多
目的ダムであり、2011 年に貯水位が計画水位に到達したことで、ダム建
設が完了し、パラグアイ政府は、アルゼンチンとの二国間協定の取水権（水
利権）に基づく取水が可能となった。

一方、同地域においては、1985 年に JICA の支援により農業開発計画が作
成されているが、既に約 30 年が経過し、現在の社会経済や農業情勢に即
した地域の農業開発マスタープラン及び、ヤシレタダムからの取水量に応
じた灌漑施設整備計画が不在のため、利用可能な水資源が有効活用されな
いまま、広大な未利用地及び低利用地が広がっている。

・上位目標

対象地域において水資源が有効活用され、対象地域における農業生産性が
向上し、当該地域における雇用機会が創出される。また、小農を含む地域
住民の生計が向上する。

・プロジェクト目標

マスタープランで提案される各種事業施策が実施される。

・成果

- ①ヤシレタダム湖隣接地域総合開発マスタープランの策定
- ②アクションプラン（実施計画）の策定
- ③灌漑排水施設整備に係るフィージビリティ・スタディの実施
- ④環境影響評価報告書案の作成

・活動

- 1: ヤシレタダム湖隣接地域総合農業開発マスタープランの作成
環境社会配慮（戦略的環境評価（SEA）の実施）を含む

- 2: マスタープランを実現するためのアクションプラン（実施計画）の策定
- 3: 灌漑排水施設整備に係る F/S 調査の実施
環境影響評価報告書案の作成を含む
- 4: 関係者の合意形成

- ・ 投入

- ・ 日本側投入

- (a) コンサルタント（約 65M/M）

- ・ 総括/地域農業開発
 - ・ 農業・営農
 - ・ 土地利用計画
 - ・ 農産加工・マーケティング/輸出戦略
 - ・ 灌漑排水計画
 - ・ 水文解析（水収支）
 - ・ 道路計画
 - ・ 施設設計
 - ・ 水管理/組織/制度
 - ・ 積算・調達計画
 - ・ 経済評価
 - ・ 環境社会配慮

- (b) 調査用資機材

- ・ 本事業の実施に資機材が必要な場合は、JICA と農牧省の間で協議の上で決定される。

- ・ 相手国側投入

- ・ カウンターパートの指名
 - ・ オフィススペース
 - ・ 必要な情報の収集・提供

- ・ 外部条件

- 1) 農業振興、灌漑整備に関する国の方針が変更しない。
- 2) 対象地域内の大土地所有者、民間セクター部門及び地域住民の協力が得られること。
- 3) 異常気象や大幅な気候変動が発生しない。
- 4) コメの国際価格が極端に下がらない。

実施体制

・ 現地実施体制

・ 相手側責任機関

農牧省（The Ministry of Agriculture and Livestock: MAG）

・ 相手側実施機関

農牧省（The Ministry of Agriculture and Livestock: MAG）

公共事業通信省（The Ministry of Public Works and Communication: MOPC）

環境庁（The Secretary of Environment: SEAM）

イタプア県庁（The Departmental Government of Itapua）

ミシオネス県庁（The Departmental Government of Misiones）

・ 国内支援体制（*）

関連する援助活動

・ 我が国の援助活動

1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA

JICA 開発調査「パラグアイ国ヤシレタダム隣接地域農業総合開発計画実施調査（M/P）」（1983-1985）

・ 他ドナーの援助活動

パラグアイにおける農業・灌漑分野の支援ドナーとして、世界銀行（WB）、米州開発銀行（IDB）等が挙げられる。両ドナー等の共同融資によりヤシレタダムが建設され、その水資源は灌漑にも利用可能であり、本事業では当該灌漑用水資源の有効利用に向けた農業開発マスタープラン等を策定する。

また、WB は、小農と先住民コミュニティの社会経済状況を持続可能なものと改善するよう、農村開発基金の設立・運営、家畜衛生改善等のプロジェクトを実施中（2013 年～2018 年）。ただし、対象地域は、本事業と異なる。

さらに、IDB は、農業生産性の改善に向けた基金設立、技術協力プロジェクトを実施しており、現在は小農へのマイクロファイナンス、果実・野菜の高付加価値市場へのアクセス改善を図るプロジェクトを実施中（2014 年～2018 年）。

上記のとおり、他ドナー機関による灌漑開発を支援する計画はなく、本事業との重複はない。これらの支援による成果を活用して、本事業対象地域における効果的な農業生産向上計画を策定する。

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

1. 案件名

国 名： パラグアイ共和国

案件名： 和名 「産業界のニーズに応える高度技能人材育成プロジェクト」

英名 “Project for Developing Qualified Human Resource
in Response to the Needs of the Industries”

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における職業訓練セクター、特に技能人材育成に係る現状と課題

近年、南米の経済大国ブラジルにおける人件費の高騰、複雑な税制、各種規制等が民間企業にとっての大きな課題となっている。一方、ブラジルとともに南米南部共同市場（メルコスール）の一員である隣国パラグアイにおいて、人件費や電力費等の各種コストの低さ、低税率かつシンプルな税制、諸税の減免等を享受できるマキラ制度をはじめとした投資誘致政策、ブラジル市場へのアクセスの良さ等のメリットに対して、日系企業を含む製造業関連企業が着目し同国に生産拠点を移す動きが出てきている。パラグアイへ進出した海外企業（マキラ制度に見られるような投資へのインセンティブを付与される輸出志向企業）は 2013 年までの 15 年間で 24 社であったが、その後 3 年間（2013 年～2015 年）に投資認可を受けた企業数は 51 社と近年、増加傾向を示しており、その中でも自動車部品産業、縫製、プラスチック製品等の製造業の進出が顕著である¹。

しかし、パラグアイは伝統的に農業を主要産業としてきたこともあり、製造業における工場の操業・管理に不可欠な各種専門分野の技能人材が不足しており、このことが前述のような投資環境の良さを活かした、より効果的な製造業の誘致促進を図る上での課題となっている。製造業関連企業がパラグアイで事業を行うためには、生産現場で汎用的な管理技術（品質管理等、生産性、工程管理）を用いて活躍できる高度技能人材（テクニシャン・レベル）や技術者の確保が必要であるが、同国職業訓練セクターの中核機関である労働雇用社会保障省職業訓練局（SNPP）は、民間企業が求める人材、特に高度な技能人材を十分に育成・提供できていない状況にある。以上の理由により、産業界のニーズに応える高度技能人材育成を可能にする SNPP の能力強化を図ることが必要となっている。

このような現状及び課題に対応するため、本事業は、パラグアイ側の要請に基づき、職業能力開発短期大学（ITS）コースと短期在職者訓練（モジュール）コースを運営するアスンシオン近郊のサンロレンソ市に位置する日本ーパラグアイ職業能力促進センター（CPP-PJ）²をモデルセンターとして、工場管理に係る新たなコースの開発と立ち上げを行い、SNPP 本部とモデルセンターでの官民連携メカニズムを強化すること

¹ 商工省輸出投資センター（REDIEX）及び労働雇用社会保障省からのヒアリングによる。

² SNPP 傘下の職業訓練校であり、JICA 技術協力プロジェクト「日本ーパラグアイ職業能力促進センター」（1997 年～2004 年）のカウンターパート機関であったことから、本事業ではこれまでの協力実績を活かした支援が期待される。

で、SNPP の職業訓練システムが産業界のニーズに合った形で強化されることを目指すものである。

(2) 当該国における職業訓練セクターの開発政策と本事業の位置づけ

パラグアイ政府は 2014 年 12 月に発表した「国家開発計画 2014－2030」の中で、「貧困削減と社会開発」、「包摂的経済成長」、「国際社会への参画」の 3 つの重点分野を掲げている。国際社会への参画に関しては、産業革新を通じて質の高い労働力と高度な技術を用いて、モノ・サービスを世界に供給していくことをビジョンとし、その実現に向けた戦略の柱の一つとして「投資誘致と輸出促進」を掲げている。それにより、食料生産国としての地位を強化すると同時に、特定技術分野の工業製品（例として自動車関連部品を明記）の主要な輸出国となることを目指すとしている。

本事業は、パラグアイで発展しつつある自動車部品産業を始めとする製造業の発展を支える技能者の育成を支援し、投資先としてのパラグアイの魅力を高めて外資誘致に資するものであり、当該開発政策と合致する。

(3) 職業訓練セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

安倍総理とカルテス大統領が合意した日本パラグアイ共同声明（2014 年 6 月）は、両国間の投資促進に向けた取組の実施や、パラグアイの活力に満ちた投資環境に言及している。本事業を通じてパラグアイの高度技能人材育成のための環境整備を支援することは両国の関係、パラグアイの地域経済、本邦企業の進出機会増加の観点からも重要である。

我が国の「対パラグアイ共和国国別援助方針（2012 年 4 月）」では、パラグアイに対する援助の基本方針（大目標）を「貧困層の生計向上と社会サービスの充実を通じた格差無き持続的経済・社会開発」としている。本事業は、パラグアイにおける製造業発展のボトルネックとなっている高度技能人材不足の緩和を通じて持続的経済開発に資するとともに、職業訓練の質的及び量的改善を通じて農村の貧困層出身者も含めた若年層の雇用機会へのアクセス向上を図り、間接的に格差是正に貢献するものであり、上記の援助方針に合致する。

職業訓練セクターに対する協力実績は次の通り。

- 無償資金協力「職業訓練センター設置計画」（1977 年）
- 無償資金協力「職業訓練局電気・電子コース設置計画」（1988 年）
- 無償資金協力「職業訓練教育施設拡充計画」（2005 年）
- 技術協力「日本－パラグアイ職業能力促進センター」（1997 年～2004 年）
- 技術協力「地方中堅技術者訓練拡充計画プロジェクト」（2005 年～2007 年）

(4) 他の援助機関の対応

1) ブラジル全国工業職業訓練機関（SENAI）

金属加工分野の指導員へのインターンシップ、指導員への技術移転等
（2014 年～2016 年）

2) 韓国国際協力団（KOICA）

服飾デザイン、メカトロニクス、情報技術（ICT）分野の人材育成のための研修センターの建設及び資機材の供与、韓国人専門家派遣等（2010 年～2015 年）

3) イベロアメリカ機構（OEI）、欧州共同体（EC）

技能資格の国家標準（SNCP）策定を予定（2016 年～2019 年）

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、アスンシオン首都圏及びサンロレンソ市において SNPP の組織運営管理とコース運営に係る産業界のニーズを汲み取るための官民連携メカニズムの強化、モデルセンター（サンロレンソ市に位置する CPP-PJ）の組織運営能力の強化、モデルセンターにおける工場管理の ITS コース・モジュールコースの新設と運営改善を通じて、SNPP の職業訓練システムの強化を図り、もって SNPP の高度技能人材育成能力の強化に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

アスンシオン首都圏（人口約 55 万人）、サンロレンソ市（人口約 20 万人）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

1) 直接受益者

- ・ コース開発・運営、組織運営管理、及び官民連携に従事する、SNPP 本部（技術局等）職員、並びにモデルセンターである CPP-PJ の幹部職員（約 20 名）
- ・ 工場管理分野を中心とする SNPP 指導員（約 20 名）

2) 最終受益者

- ・ 工場管理分野等の ITS コースとモジュールコースを受講する SNPP の学生（約 500 名）
- ・ 工場管理分野の高度技能人材を必要としている企業を主とする工業セクター（日系企業を含む）

(4) 事業スケジュール（協力期間） 2016 年 6 月～2020 年 5 月（計 48 か月）

(5) 総事業費（日本側） 約 3.7 億円（実施機関と投入額について調整中）

(6) 相手国側実施機関

労働雇用社会保障省職業訓練局（SNPP）

（産業界のニーズに応えた職業訓練コースの開発と実施を担う）

(7) 投入（インプット）

1) JICA 側

① 専門家

- チーフアドバイザー（職業訓練システム強化）、業務調整／産業連携（日本人）
- 技術分野専門家（工場管理における複数分野）（ブラジル全国工業職業訓練機関（SENAI））
- 日本人短期専門家（必要に応じて「ものづくり」等の分野で）

② ブラジル研修

- 工場管理（生産・品質管理等）、職業訓練センターの組織運営管理

③ 本邦研修（必要に応じて）

- 日本型製造業（日本の「ものづくり」）、日本の生産・品質管理、産学官連携

④ 機材

- 訓練コースのための基礎的な機材/ソフトウェア（必要に応じて）

⑤ その他の経費

- プロジェクト活動実施に必要な現地活動費の一部

2) パラグアイ国側

① カウンターパートの配置

- プロジェクト・ダイレクター
- プロジェクト・マネージャー（SNPP 本部技術局長と CPP-PJ センター長の各 1 名、計 2 名を配置。）
- カウンターパート（SNPP 本部、CPP-PJ 幹部・指導員等 5 名程度。CPP-PJ 指導員は最低 2 名を確保する必要がある。）
- プロジェクトアシスタント（SNPP 本部及び CPP-PJ に各 1 名、合計 2 名。）

② 施設・機材

- プロジェクト実施に必要な執務室（SNPP 本部、CPP-PJ に各 1 室）と施設/設備
- 機材の調達・設置・維持管理に係る経費

③ プロジェクトに関わる現地経費

- （プロジェクトで強化対象の）指導員確保（雇用）に係る経費
- 研修コスト（交通費、日当、宿泊費等）

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリー分類：C

- ② カテゴリー分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

本事業は産業人材（技能人材）育成に係る仕組みの向上を目指すものであり、SNPP 卒業生の就業機会増加を通じて貧困削減に資する。なお、本事業の実施に当たっては、女性に対する職業訓練機会の提供も考慮することとし、ジェンダー平等推進を目指す。

3) その他

特になし。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

JICA はパラグアイ工業連盟（UIP）傘下の品質生産性センター（CEPPROCAL）をカウンターパートとして「中小企業活性化のための指導者育成計画」（2002 年-2005 年）、「品質生産性センター強化計画プロジェクト」（2007 年-2010 年）を実施した。CEPPROCAL は民間企業向けの研修事業等を実施しており、本事業における「製造業セクター委員会」の活動を通して必要な情報共有等の連携を図ることとする。

2) 他ドナー等の援助活動

既述の 2. 事業の背景と必要性の（4）を参照

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

「SNPP の高度技能人材育成能力が強化される。」

指標 1. SNPP コース受講生が勤務する企業に対して実施する満足度調査において、モデルセンターの工場管理に係る訓練コース卒業生の 70%以上が 5 段階中 4 以上の評点を得る。

指標 2. xx%以上の SNPP センターが、官民連携の促進等、強化された組織運営メカニズムに基づく訓練コース提供を行う。

指標 3. xx 校以上の SNPP センターが工場管理の ITS コース、モジュールコースを含む訓練コースを提供する。

2) プロジェクト目標と指標

「SNPP の職業訓練システムが産業界ニーズに沿った形で強化される。」

指標 1. SNPP コース受講生が勤務する企業に対して実施する満足度調査において、モデルセンターの工場管理に係る訓練コース卒業生の xx %以上が 5 段階中 4 以上の評点を得る。

指標 2. 工場管理の訓練コースを有するセンターの運営のための計画が策定され、SNPP 内で共有される。

3) 成果

成果 1. SNPP のコース開発・運営、組織運営管理に係る官民連携メカニズムが強化される。

成果 2. モデルセンターにおける組織運営能力が強化される。

成果 3. モデルセンターにおいて工場管理の新たな ITS コースとモジュールコースが運営される。

(未設定の指標については、ベースライン調査実施後に決定する)

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 製造業セクター委員会へ関連する民間セクターからの協力が得られる。
- ・ 工場管理の訓練コース開発を担う常勤の指導員が配置される。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

1) プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ 指導員が長期・安定的に業務を実施できる環境が整備される。

2) 上位目標達成のための外部条件

- ・ 技能人材育成を重視するパラグアイの政策³に変更が生じない。

6. 評価結果

本事業は、パラグアイ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

³国家開発計画 2014-2030 より。

7. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの活用

(1) 類似案件の評価結果

1) 技術協力「日本－パラグアイ職業能力促進センター（1997 年～2004 年）」の終了時評価でまとめられた提言及び教訓の主なものは次の通り。

- ・ 対象国が周辺国をとりまく共同市場に加盟し、競争力の強化が模索されている状況において、プロジェクトの形成段階における職業訓練の現状把握や課題の抽出は、対象国内の観点だけでなく、国際的な観点から分析することが重要。
- ・ 産業界はより広範で多様なニーズを抱えており、よりカスタマイズされた訓練を要求しているため、産業界代表者との定期的な会議を開催すべき。
- ・ 訓練実施に必要な消耗品代相当分を向上訓練の受講料として徴収できるような、自主財源確保のための仕組みを検討する必要がある。

2) 2013 年度に実施された事後評価で、職業訓練分野への支援の共通課題とその対策として、以下の点が指摘された。

- ・ 職業訓練に関する新しい政策・制度の構築に合わせてプロジェクトを実施する場合、政策・制度構築の遅延や内容の変更が、プロジェクトの目標達成や効果発現を阻害するリスク要因となり得るため、政策・制度構築に責任を持つ行政組織の実施能力の検証や、構築予定の政策・制度の内容・進捗の情報収集を十分行うこと。
- ・ 訓練コースの計画・実施・モニタリング・評価・改善からなる訓練マネジメントサイクルの確立を支援する際には、カウンターパート職員が同サイクルを自主的に運営できるようになるまで支援すること。
- ・ 産業界のニーズを訓練コースに反映するための施策導入の際には、産業界の代表者からの助言を受けるのみならず、助言が訓練コースに速やかに反映されるような制度を確立すること。
- ・ 指導員の能力向上に取り組む場合、指導員の能力と、訓練コースの指導に必要な能力のギャップを的確に把握し、本邦研修や専門家による指導に加え、国内のリソースを活用して実施機関が能力向上を継続的に図るための仕組みを確立すること。

(2) 本プロジェクトへの教訓

上記（1）のような評価結果と得られた教訓を踏まえ、本事業では以下の通り、教訓を計画に反映した。

- ・ 技能人材に係る産業界ニーズの把握と協力対象分野の選定に当たっては、地場製造企業とともに日系企業を含めた在パラグアイの海外直接投資（FDI）企業への質問表調査、面談調査を通じて、国内の状況のみならず南米地域の国際製造業バリューチェーンの変化を意識した分析を行い、計画に反映した。
- ・ 産業界のニーズに迅速に応えられる体制を構築するため、本事業では官民連携の新たなプラットフォームとして「製造業セクター委員会」を設置して、工場管理分野の新たな ITS コースの開発・運営、及びモジュールコースでの在職者訓練の計画・運営において、SNPP 本部とモデルセンターである CPP-PJ の双方のレベルにおいて、協力製造企業からの講師派遣、工場見学、企業内研修、セミナー実施等の、より具体的な連携強化を図る計画とした。

- ・訓練コースの開発だけでなく、必要となる指導員の能力基準を設定しつつ、SNPP 指導員の能力を的確に把握して、産業界の協力を得ながら指導員の能力強化を図る計画とした。
- ・工場管理の新たな ITS コースをモデルセンターとなる CPP-PJ において実際に 3 年間試行しながら、官民連携を強化した訓練マネジメントサイクルが確立するよう、SNPP 本部と CPP-PJ のカウンターパート職員の能力強化支援を行う計画とした。
- ・モデルセンターの組織運営能力強化に係る活動を含めることでカウンターパートの自主性を高められるよう配慮しつつ、訓練コース運営や指導員能力強化について官民連携を通じて、本事業終了後の持続性確保を目指す計画とした。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 3 ヶ月以内	ベースライン調査
事業終了 3 年度	事後評価

以上

案件概要表

作成年月日：2020 年 9 月 15 日

業務主管部門名：北海道センター（帯広）

課名：道東業務課

1. 案件名・実施団体名

国名：パラグアイ共和国

事業名・型名：草の根技術協力事業（パートナー型）

案件名：（和名）東部地域・酪農振興のための農業研修拠点の形成と
人材育成支援

（英名）Enhancement of Agricultural Training Center and Support for
Human Resource Development for Promotion of Dairy Farming
in the Eastern Region of Paraguay

実施団体名：国立大学法人帯広畜産大学

分野課題（大）：農業開発

（中）：家畜衛生・畜産

2. 事業の背景と必要性

(1) 本事業の背景と必要性

パラグアイは農業を基幹産業とし世界有数の大豆生産量・輸出量を誇る一方で、同国の経済は農作物の生産状況と国際価格に大きく左右されるため脆弱であるとともに、農村地域での貧富の格差が大きいという問題を抱えている。本案件対象地域のアルトパラナ県とイタプア県は貧富の格差が大きい地域としてパラグアイ国援助指針に挙げられている。これらの地域では安定的な生活維持と激化する天候・旱魃リスクに対処するために畑作のみに依存する農業から脱却して畑作と酪農の複合経営に取り組み始めている。しかし農家は酪農経験が浅いため酪農に関する基本的な技術レベルが低く、酪農家を指導する農協指導員も現地の飼育環境に即した適切な指導ができていない状況にある。この状況に対して、2011 年 6 月から実施している「東端畑作地域・酪農技術向上支援」では、現地の環境に適した酪農を営むための基盤づくりと農協技術者及びモデルファームへの技術指導を行ってきたが、受益対象がモデルファームとした 8 戸と少数で、指導してきた技術も酪農を営むための最低限の内容に留まっている。また、酪農家を指導する立場の農協技術者はより高度な技術を修得しなければ自然環境、飼育環境、飼料の栄養、病虫害、家畜疾病等様々な要因が絡み合った課題に対処することは困難であり、農協技術者の数も農協に加盟する酪農家の数に対して不足している状態である。

(2) 当該国・我が国の方針等との関係

1) 当該国における家畜衛生・畜産セクター／パラグアイ東部地域の開発の状況・

課題及び本事業との関係

当該国では農村部での貧困が顕著であり農家の 86%は土地所有面積が 20ha 未満の小農である。本プロジェクト対象地域である東部地域は農業の盛んな地域であるが、小農の割合が高く小農所有地は東部地域の農地の約 1 割に過ぎない。近年、収入の向上と安定化を目的に、畑作との兼業で小規模の酪農を営む小農が増加傾向にあるが、酪農経験が少ないために技術・知識に乏しく、十分な酪農収入が得られていないことが課題となっており、本プロジェクトでは彼らが正しい技術指導を受けられる環境づくりを目指す。

2) 家畜衛生・畜産セクター／パラグアイ東部地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業との関係

当該国の国別開発協力方針では「貧困層の生計向上と社会サービスの充実を通じた格差無き持続的経済・社会開発」が大目標となっており、貧困層の小規模酪農家の収入向上のために、酪農技術・経営支援を行う人材育成および研修拠点確立を行う本プロジェクトは本目標の達成に貢献することが期待される。

3. 事業概要

(1) 事業目的

当該国の酪農振興のため、農協指導者として備えるべき高度な知識・技術を教授するとともに、将来を見据えた人材育成として学生等に対する研修事業を実施し、農協の技術指導体制の強化に資するため

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

アルトパラナ県およびイタプア県

(3) 本事業の受益者（本事業の対象となる人々）

- 1) 直接受益者：6 農協組織（ピンド、コプロナル、ラウルペニャ、ナランヒーロ、ウニダス 2 支所）の農協技術者及び酪農家約 20 人及びサン・カルロス大学学生等約 30 人。

(4) 事業実施期間：2016 年 7 月 1 日 ～ 2021 年 6 月 30 日（5 年）

(5) 事業実施体制（日本及び現地）

現地

【カウンターパート機関】日系セタパール財団

日本

【実施機関】国立大学法人帯広畜産大学

(6) 投入（インプット）

1) 日本側

① 業務従事者の配置（現地及び国内）：合計約 132M/M

- ・ プロジェクト・マネージャー（1 名）：2.17 M/M
- ・ 現地調整員（1 名）：54.18 M/M
- ・ 長期派遣プロジェクト専門家（1 名）：51.70 M/M

- ・短期派遣プロジェクト専門家（5名）
 - 搾乳衛生管理指導担当：1.47 M/M
 - 家畜の栄養・飼育管理指導：計0.80 M/M
 - 放牧・繁殖管理指導：0.33 M/M
 - 経済・経営指導：1.43 M/M

牛群管理指導補佐：19.00 M/M

- ② 本邦研修受入
 - 8名（15日間）
 - ③ 設備・機材
 - ・搾乳機材追加分一式
 - ・動物用臨床化学分析装置
 - ・超音波診断装置
 - ・ヘマトクリット遠心分離器
- 2) パラグアイ共和国側
- ① 相手国政府関係機関：農牧業省
 - ② カウンターパート機関：日系セタパール財団
 - ③ 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供：日系セタパール財団
- (7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動
 - 特になし
 - 2) 他援助機関等の援助活動
 - 特になし

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標（事業終了後の中長期的な展望）

FECOPROD 傘下の全農協や農業系大学が、日系セタパール財団の研修機能を活用した人材育成システムを利用し、普及員や学生等の知識・技術等が向上し、農家指導体制が強化される。
- (2) プロジェクト目標：対象地域のターゲット農協が、日系セタパール財団の研修機能を活用した人材育成システムを確立し、農家指導体制が強化される。
 - 指標：CETAPAR の施設及び人材を活用した講習会や農家指導の実績
 - 目標値：事業実施期間において、農協指導員とともに訪問した農家数および農協の CETAPAR 利用回数が、農家訪問延べ軒数 60 軒、農協の CETAPAR 利用回数 5 回以上実施する。
- (3) 成果
 - 成果 1：農協指導員の酪農に関する専門能力が向上し、適切な酪農指導を実践できる。

指標：農協指導員の習得度確認票・指導評価票の評価

目標値：事業最終年度において、農協指導員が習得度確認票により正解率 7 割以上の高評価を得るとともに、農協指導員の農家指導状況が指導評価票により優良であることが確認される。

成果 2：日系セタパール財団がアルトパラナ県の農業研修拠点として機能する。

指標：対象農協、農業大学等に行った研修プログラムや講習会の実績

目標値：事業契約最終期間において、日系セタパール財団の施設および（OR）人材を活用した研修プログラム（研修生受入も含む）を 10 回実施する。

(4) 活動

活動 1-1：農協指導員を中心とする酪農技術研修の実施

1-2：酪農基礎データの収集・分析

1-3：選抜された農協指導員等の本邦研修

活動 2-1：日系セタパール財団のデモンストレーション農場等の設備・器具の充実

2-2：農協関係者、農業大学生対象の以下の分野における研修プログラムの構築（搾乳衛生分野／繁殖分野／飼養管理分野／酪農経営分野）

2-3：セタパール獣医師の本邦研修への参加

2-4：農業大学対象の酪農研修の実施

(5) 地域活性化に資する取り組み（日本の地域に還元する活動）

特になし

5. 外部条件

特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用（先行案件含む）

草の根技術協力事業（草の根パートナー型）「東端畑作地域・酪農技術向上支援」

7. 今後のモニタリング・評価計画

(1) 今後のモニタリング・評価に用いる主な指標：4.のとおり

(2) 今後のモニタリング・評価スケジュール

事業終了前 1 か月程度：終了時評価

以上

案件概要表

草の根技協（パートナー型）

2020 年 7 月 31 日 現在

主管区分：国内機関主管案件

横浜センター

案件名	(和) パラグアイ農村女性生活改善プロジェクト：横浜からともに夢をつむぐ (英) Project of Improving Living Conditions for Rural Women in Paraguay ; — Spinning a Dream Together from Yokohama—
対象国名	パラグアイ
分野課題 1	農村開発-農村生活環境改善
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	農林水産-農業-農産加工
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	パラグアイ県ラ・コルメナ市ならびにカアグアス県コロネル・オビエド市
署名日(実施合意) (*)	2016 年 09 月 01 日
協力期間 (*)	2016 年 09 月 6 日 ～ 2021 年 12 月 28 日
相手国機関名 (*)	(和) NihonGakko 大学 (英) NihonGakko University

プロジェクト概要

・背景

パラグアイは 2010 年には実質 GDP 成長率が 13.1%を記録するなど、経済成長は著しく、ここ数年、農村部のみならず、都市部においても、絶対的貧困状態の住民数は減少しているものの、なお国内で貧困層に属する国民は 224 万人に上る。

1992 年の民主化への移行後、女性の地位も格段に向上しているが、農村部にはマチスモ思想（男性優位思想）と言われる価値規範が今でも根強く残っており、シングルマザー世帯も多い。2014 年の国勢調査では、10

世帯中 4 世帯が女性世帯主世帯であることが分かっている。賃金受給者においては、女性の平均給与は男性の 60%に過ぎず、シングルマザー世帯の多くが経済的困窮状態にある。

対象地域であるラ・コルメナ市は 2016 年に日系移民の移住 80 周年を迎えたが、農村部の小農の多くは絶対的貧困状態にあり、経済的に安定的な状況になりつつある日系社会と、貧困から脱却できない農民たちの格差の解消は、治安の維持という意味においても、社会開発という意味においても喫緊の課題である。

カウンターパート機関である Nihon Gakko 大学ラ・コルメナ分校では、食品加工や栄養指導を行ってきているが、販路拡大のためのマーケティングやブランディングなどの科目が不足しており、加工食品の指導者としての資質はあるものの販売先がなく課題にぶつかるものも多い。

- ・上位目標

対象地域で暮らす農村女性の生活が改善する。

- ・プロジェクト目標

農作物加工の知識の深化及び技術向上、マーケティング能力の向上により、継続的に加工品が製造・販売可能な女性人材が育成される。

- ・成果

1. スタンダード、アドバンスコースのカリキュラムが開発される。
2. 農村女性が農作物加工の知識と技術を習得する。
3. 農作物加工に必要な機材が整備され、活用される。
4. 農村女性がマーケティングやブランディングをできるようになり、農作物加工品の販路が開拓される。
5. CP である NihonGakko 大学、準 CP であるカアグアス国立大学やアスンシオン国立大学に農作物加工にかかる人材育成手法が蓄積される。

- ・活動

1. 農作物加工や流通に関する他のカリキュラムコース情報を収集する（国内外）。コースのカリキュラム案を作成し、NihonGakko 大学コルメナ分校で実施する。有識者等からのアドバイスを受けながら、加筆・修正する。集中講義ならびに定期講義の実施する。実施後に振り返りを行い、適宜修正を加える。NihonGakko 大学コルメナ分校でのカリキュラム案の実施を通しモデルとなるカリキュラムを開発する（スタンダードコースならび

にアドバンスコース)。

2.<スタンダードコース><アドバンスコース>について作成されたカリキュラムに沿ってコルメナ(NihonGakko 大学による協力)、オビエド(カアグアス国立大学による協力)の各地域(大学も含む)でグループ毎に研修を実施、理解度テスト、必要に応じたFU研修を実施。習得した技術を日常生活の中で確認、定着、発展させ、アドバンスコースでは加工品プロジェクトを立ち上げる。そのうえでアドバンスコースの中から選考し、本邦研修に参加させ加工品プロジェクトに知識を反映させる。

3.必要機材を明確化して拠点となる大学に導入、その管理・保管基準を明確にし、料理講習等の研修に機材を活用する。また機材を利用して開発する商品の試作品(サンプル)を作り、農産物加工プロジェクトにつなげる。

4.対象地域及び周辺、首都のマーケットを再調査し、ニーズを見極め農産物加工プロジェクトに反映する。また協力機関の大学食堂等で農村女性が作った加工品を販売。また定期的に研修で身に着けた知識を活用してEXPO等に参加する。

5.カリキュラム作成、コース別研修を NihonGakko 大学、カアグアス国立大学と共同で行い、より専門的な分野においてアスンシオン国立大学の協力もさらに得て Training of Trainers (TOT) を実施する。そのうえで指導手法や内容をまとめ、教授法にかかる教材を作成する (NihonGakko 大学ならびにカアグアス国立大学)。

・投入

・日本側投入

【人材】

(日本) プロジェクトマネジャー、現地調整員、国内業務調整員及び補助員、短期専門家(市場調査手法・流通、広報・ブランディング、リーダーシップ論、家政・生活改善、土壌改良、組織論・ベンチャー論、官能検査手法)

【資機材】

デスクトップコンピュータ×2、ノート型コンピュータ×4、真空パッカー×10、野菜・フルーツ乾燥機×6 等、加工用機材(加工品保管用冷凍庫・圧力鍋等)

【研修員受入】

年平均 3 名(研修生 2 名と CP1 名)、各 2 週間

- ・ 相手国側投入

【人材】

NihonGakko 大学、教授のべ 10 名・学生のべ 90 名＝100 名/カアグアス国立大学、教授のべ 10 名・学生のべ 500 名＝510 名/アスンシオン国立大学（含む関係者）、教授のべ 10 名・学生 希望者数名/農協及び市役所等からの協力

【施設の提供】

NihonGakko 大学講義室・実習室、カアグアス国立大学講義室・実習室、ラ・コルメナ Colka（加工場の一部を使用）、農村女性のリーダーの台所

- ・ 外部条件

パラグアイ国の産業構造・人口動態が劇的に変化しない。エルニーニョなどによる自然災害や病虫害の発生による農作物の不作がおきない。

インターネット環境が悪化しない。

技術を習得した女性人材が対象地域から転出しない。

実施体制

- ・ 現地実施体制

Nihon Gakko 大学（C/P）

カアグアス国立大学（準 C/P）

- ・ 国内支援体制（*）

横浜国立大学

関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動

- ・ 他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

派遣国名	パラグアイ共和国
協力対象国名	パラグアイ共和国
指導科目	プライマリーヘルスケア体制強化アドバイザー
指導科目（英）	Advisor for Strengthening of Primary Health Care System
配属機関	厚生省
配属機関（英）	Ministry of Public Health and Social Welfare
任地 ※全角カナ	アスンシオン、全県
派遣予定 M/M	24 M/M

要請背景

パラグアイ共和国（以下「パラグアイ」という。）の保健指標は、2015年の妊産婦死亡率132（出生10万人対）、乳児死亡率18（出生1000人対）となっており、中南米地域の平均67、15より高い（世銀、2015）。

この状況に対し、パラグアイは一次保健医療サービスへのアクセス改善として家族保健ユニット（Unidades de Salud de la Familia。以下「USF」という。医師、看護師、助産師、保健推進員で構成される保健医療チーム）を設置し、彼らの活動を通じて地域保健医療サービスを改善し、プライマリーヘルスケア（以下「PHC」という。）の強化を図っている。なお同省は、「生活の質と平等な健康に向けた公共政策」を2008年8月より掲げ、現在も「保健医療分野政策2013-2018」の中でPHCの実施促進を重点課題と設定している。同政策の実現に向けた取り組みを促進する目的で我が国は、技術協力プロジェクト「プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト（以下「PHCプロジェクト」という。）」（2012年2月から5年間）を実施した。PHCプロジェクトは、カアグアス県を対象に①PHC継続教育モデル、②USF機能評価モデル、③住民参加型ヘルスプロモーションモデルを確立させ、同県における施設分娩率などの改善に寄与した。しかし、他県への拡大普及については、現地のモニタリング能力が十分ではなく、また活動を展開・継続するための費用が限られることから、現地人材養成及び予算の確保が課題となっている。

このような状況の中、カアグアス県で確立されたモデルのカニンデジュ県への普及活動について、現地で社会活動を支援しているイタイプ公団が関心を示し、JICAが活動に携わることを前提として資金提供の申し入れがあった。これを受け、パラグアイから厚生省及びカニンデジュ県当局への技術的な指導及び助言を目的とした専門家派遣の要請が我が国にあった。

しかしながら案件開始後の2019年2月のアドバイザーの滞在中に、2018年の政権交代を理由とする厚生省の方針変更表明があり、派遣の目的、成果、活動の修正が要望された。具体的にはカニンデジュ県のみを対象とした事業から、全国を対象としたUSF向けの継続教育計画構築を目指す事業とし、助言及び指導が要望された。

派遣の目的

カアグアス県のPHCプロジェクトで確立されたUSFを核としたPHC継続教育研修モデルを基にして、厚生省全国継続教育研修システムを厚生省関係部局（国家人材戦略局（DNERHS）、プライマリーヘルスケア局（APS）、

国立看護・助産継続教育院（INEPEO））とともに構築し、その研修実施計画書の策定と、それに沿った研修、モニタリング、評価の実施支援を通じて、USF の保健医療サービスの質を向上させる。

期待される成果

1. カアグアス県の PHC プロジェクトの成果・結果をベースとした全国継続教育研修コンテンツ・研修デザイン（1. USF が提供するサービス、2. 住民参加型ヘルスプロモーション、3. コミュニティによる保健推進 4. リプロダクティブヘルス 5. 高血圧・糖尿病統合ケア）が確立される。
2. 非対面型研修及び対面型研修（面接授業・演習・実習）を組み合わせた研修形態が確立される。
3. 確立した全国継続教育研修コンテンツ・研修デザインに沿った研修がカスケード方式で実施される。
4. 上記研修の「モニタリング・評価」シートの作成と手法が確立される。
5. PHC プロジェクトの成果・経験をベースとした住民参加型ヘルスプロモーションモデルが導入される。

成果 1. の活動については、原則、DNERHS、APS、INEPEO とともに行う。

活動内容

- 1-1. 現行の PHC 医療従事者に対する継続教育の全研修（全体像）を検討する（継続教育ビジョン）。
- 1-2. APS 局が実施している現行の PHC 医療従事者に対する全研修プログラム内容を検討する。
- 1-3. DNERHS 局が実施している PHC 医療従事者に対する全研修プログラム内容を検討する。
- 1-4. INEPEO が実施している PHC 医療従事者に対する全研修プログラム内容を検討する。
- 1-5. 上記研修プログラム内容を総論研修と疾患別・対象別研修に分類する（全研修の整理）。
- 1-6. 分類された研修プログラム内容と「PHC プロジェクト」で実施した研修プログラム内容を統合し、共通の研修プログラム内容を作成する（全国継続教育研修プログラムの標準化＝全国継続教育研修標準プログラム）ことに対し、助言・指導を行う。
- 2-1. APS 局とともに継続教育研修のうち PHC 医療従事者に対する研修方法（研修形態に関する全体像）を検討する。
- 2-2. DNERHS 局、APS 局とともに研修プログラム内容の仕分けを行う（非対面型研修、対面型研修（面接授業・演習・実習））。
- 2-3. 上記で仕分けした研修方法をベースに、全国継続教育研修標準プログラムに研修形態を記載し、全国標準研修プログラムを完成させることに対し、助言・指導を行う。
- 3-1. 全国継続教育標準研修プログラム（内容と形態）に沿った形で、APS 局、DNERHS 局が、カスケード方式を導入した継続教育研修実施計画

を策定する過程を支援する。

- 3-2. APS 局とともに研修対象県を複数選出する。その後、各対象県のファシリテーター候補者の確保を支援する。
 - 3-3. APS 局、DNERHS 局が行う、カアグアス県の研修講師（元カアグアス県研修ファシリテーター）による理論教育内容に関するビデオ制作を支援する。
 - 3-4. APS 局、DNERHS 局が行う、カアグアス県の研修講師による授業内容の撮影、編集を支援する。
 - 3-5. 上記 3-2. で選出された各対象県のファシリテーター候補者に対し実施される、全国継続教育ファシリテーター養成研修を支援する。
 - 3-6. 養成された各対象県の全国継続教育研修ファシリテーターによるカスケード方式での研修の実施を支援する。
-
- 4-1. DNERHS 局が実施する非対面型研修授業評価シートの作成を支援する。
 - 4-2. APS 局、DNERHS 局による全国継続教育研修標準プログラムを使用した研修のモニタリング・評価シートの作成を支援する。
 - 4-3. 全国継続教育研修のモニタリング・評価実施計画の作成を支援する。
 - 4-4. モジュール 2「住民参加型ヘルスプロモーション」、モジュール 3「コミュニティによる保健推進」にかかる研修モニタリング・評価について、各対象県内のパイロット地域（原則、各県内で、3 つの USF が管轄する地域）における実施を支援する。

成果 5. の活動を実施する地域は、原則、各対象県内の上記パイロット地域とする。

- 5-1. APS 局とともに「PHC プロジェクト」で作成・実施したモジュール 2「住民参加型ヘルスプロモーション」、モジュール 3「コミュニティによる保健推進」の見直しを行い、住民参加型ヘルスプロモーション標準研修プログラムの作成を支援する。
- 5-2. DNERHS 局、カアグアス県の研修講師とともに、上記標準研修プログラムに沿った教授案・教材作成（ビデオ教材制作含む）の支援を行う。
- 5-3. APS 局とともに研修講師が中心となり、各対象県のファシリテーターおよびそのファシリテーターが管轄する地域の住民に対して実施される、上記パイロット地域における住民参加型ヘルスプロモーション研修を支援する。
- 5-4. 研修終了 3 週間後、各対象県のファシリテーターが地域住民とともにヘルスプロモーションに関して策定する活動計画について指導を行う。

案件概要表

技術協力プロジェクト

2019 年 03 月 15 日 現在

主管区分：本部主管案件

農村開発部

案件名	(和) 小規模農家の輸出農作物安全性向上プロジェクト (英) Project for Improving Safety of Agricultural Exports for Small-Scale Farmers
対象国名	パラグアイ
分野課題 1	農業開発-流通・加工・輸出振興
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小農自立化支援
援助重点課題	格差是正
開発課題	貧困層の生計向上
プロジェクトサイト	アスンシオン首都圏、サンペドロ県、コンセプション県、アマンバイ県、ミシオネス県、イタプア県
署名日(実施合意) (*)	2017 年 09 月 20 日
協力期間 (*)	2017 年 12 月 17 日 ～ 2022 年 12 月 16 日
相手国機関名 (*)	(和) 国立植物・種子品質・防疫局 (英) National Service on Quality and Health of Plant and Seed

プロジェクト概要

・背景

(1) 当該国における○○セクター／○○地域の現状と課題

(2) 当該国における○○セクター／○○地域の開発政策と本事業の位置づけ

パラグアイ共和国(以下、「パラグアイ」)の農業セクターは GDP の約 21%、輸出総額の 37%を占めており、農村部には全人口 660 万人の約 41%が居住している。同国の農業従事者は就労人口の約 23%を占めており、農業はパラグアイの基幹産業であるといえる。

この農業従事者の 85%は、土地所有面積が 20ha 未満の小規模農家である

が、小規模農家の所有する農地面積はパラグアイの全農地面積の約 4%を占めるに過ぎず、主に収益性の低い伝統的作物（綿花、キャッサバ、トウモロコシ、豆類）の栽培に従事してきた。1990 年代より家族農業経営を中心とする小規模農家向け作物として収益性の高いゴマ栽培が換金作物として広がり始め、ゴマ栽培農家数は 1999 年には 5000 世帯、2008 年には 4 万世帯以上に急増し、ゴマは小規模農家にとって重要な収入源となった。また、日本市場で高い評価を受けたパラグアイ産ゴマの対日輸出は 2000 年以降急激に拡大し、2008 年にはパラグアイは日本に対しゴマの最大の輸出国となった。

ところが対日ゴマ輸出が着実に伸び続けていた 2008 年に、日本での輸入時検査においてパラグアイ産ゴマから日本の残留基準値を超える農薬が連続的に検出されたことで、厚生労働省による検査命令の対象 となった。これにより、現地のゴマ生産農家及び日本の輸入業者に大きな損害を与えるとともに、パラグアイ産ゴマの競争力の低下を招いた。

かかる状況の中、パラグアイ政府による残留農薬検査プロセス診断に対する協力要請を受け、JICA は 2014 年に現地調査を実施し、ゴマのトレーサビリティ と残留農薬検査能力の改善などを提言した。また、「小規模ゴマ栽培農家支援のための優良種子生産強化プロジェクトフェーズ II」（2012～2016 年）ではゴマの優良種子生産技術に加え、輸出向けゴマの安全管理、残留農薬分析技術の向上に取り組み、農産物の輸出前検査を担う国立植物・種子・品質防疫局（SENAVE）の検査能力強化を図った。他方、残留農薬問題の抜本的な解決のためには、輸出用農産物の安全管理とトレーサビリティの確立を目指した総合的な取り組みが必要であることから、パラグアイ政府は我が国に技術協力を要請した。

・上位目標

小規模農家が生産するゴマなどの輸出農産物（以下、「小農輸出農作物」という。）の輸出量が増大することにより、小規模農家の所得が向上する。

・プロジェクト目標

小農輸出農作物の安全性に関する法制度が整備されるとともに輸出検査体制が強化される。

・成果

1. 小農輸出農作物の安全性向上に関連する関係者（行政・大学・業界）の連携が強化される。

2. 小農輸出農作物に使用される農薬の使用基準、及び小農輸出農作物中の残留基準が設定される。
3. 小規模農家が農薬を適正に使用するようになり、安全な農作物が生産される。
4. SENAVE において検査実施可能な農薬等の種類が増加し、検査機能が強化される。
5. 輸出農産物の安全性確保にかかる体制・制度が改善する。

・活動

活動 1 :

活動 2 :

活動 3 :

・投入

・日本側投入

1) 日本側

・相手国側投入

2) ○○国側

・外部条件

(1) 事業実施のための前提

(2) 成果達成のための外部条件

(3) プロジェクト目標達成のための外部条件

(4) 上位目標達成のための外部条件

実施体制

・現地実施体制

実施機関：国立植物・種子品質・防疫局（SENAVE）

協力機関：農牧省農牧普及局（DEA g）、パラグアイ農牧技術院（IPTA）、
国立アスンシオン大学農学部（FCA/UNA）

・国内支援体制（*）

関連する援助活動

- ・我が国の援助活動

- 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA

- 技術協力「小規模ゴマ栽培農家支援のための優良種子生産強化プロジェクト」(2009-2012)

- 技術協力「小規模ゴマ栽培農家支援のための優良種子生産強化プロジェクトフェーズ2」(2012-2016)

- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.

- ・他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

派遣国名	パラグアイ共和国
協力対象国名	パラグアイ共和国
指導科目	家畜衛生対策強化アドバイザー
指導科目（英）	Technical Advisor for the Strengthening of the Laboratory for the Diagnosis of Livestock Disease
配属機関	国立家畜品質・衛生機構（SENACSA）
配属機関（英）	National Quality and Animal Health Service
任地 ※全角カナ	サン・ロレンソ市（San Lorenzo city）
派遣予定 M/M	24M/M

パラグアイの牛飼育数位は 1,450 万頭（肉牛 93%、乳牛・乳肉兼養牛 7%）、肉牛輸出は 240,384t（953 百万 USD、世界第 5 位）と、畜産は国家経済及び雇用創出上の重要産業である。同国は国際獣疫事務局（OIE）から口蹄疫（ワクチン接種）、牛疫、小反芻獣症、牛肺疫、豚コレラの非汚染国、BSE 低リスク国の認証を受けているが、家畜衛生や公衆衛生に影響を及ぼす問題は依然として存在する。

(1) 要請背景

パラグアイ国立家畜品質・衛生機構（SENACSA）は、家畜疾病の管理、根絶、予防及び動物由来食料の品質と安全性確保を担当し、同分野の活動形成、規制、調整、実施、確認を行うと共に、OIE の提唱する「Una Sola Salud (Only One Health)」による人獣共通感染症対策のイニシアチブも進め、家畜衛生管理に加え食品衛生・公衆衛生に係る抗生物質耐性菌検査、人獣共通感染症の検査・撲滅、畜産物中の残留農薬・構成物の検査等を実施している。口蹄疫、BSE、鳥インフルエンザ、豚コレラ、狂犬病、牛結核、牛ブルセラ、ニューカッスル病、馬伝染性貧血の 9 疾病に係る衛生管理プログラムを持ち、アクティブ・サーベイランス（積極的疫学調査）の実施体制が整っている。

一方で、その他の疾病、特に細菌、ウイルス、寄生虫由来の疾病（サルモネラ菌、大腸菌、赤痢菌、ブドウ球菌、レプトスピラ、カンピロバクター、トリコモナス、リステリア、クロストリジウム、炭疽症、白血病、乳腺炎、骨盤腹膜炎等）については、十分な対策がとれる体制にない。かかる状況を踏まえ、家畜衛生及び公衆衛生の体制を更新・近代化するための専門家派遣が要求された。

(2) 上位目標

SENACSA ラボラトリー局職員が地方局のラボラトリー職員に対し家畜疾病診断方法を指導できる体制の基盤が整う。

- (3) 派遣の目的 SENACSA ラボラトリー局職員の家畜疾病診断能力が向上する。
1. パラグアイ国の畜産業に影響を与える家畜疾病の現診断体制における SENACSA ラボラトリー局の改善点が特定される。
2. SENACSA 検査員の強化すべき能力が確認され、組織内で優先すべき研修の分野が特定される。
- (4) 成果
3. SENACSA ラボラトリー局における疫学調査方法、診断プロセス等が更新され、同研究所の診断能力が強化される。
4. 今次協力以降の同国による家畜疾病診断体制強化の方向性が検討される。
- 1-1. 職員・検査員へのインタビューを実施すると共に、国として公式発表した家畜の衛生指標に係る分析を行う。
- 1-2. 現在実施している診断技術の有効性の分析を行う。
- 1-3. 現在実施しているフィールドにおけるサンプリング方法に係る情報を収集する。
- 1-4. SENACSA ラボラトリー局における診断に使われるインフラ、機材及び試薬の取り扱いに係る情報を収集する。
- 1-5. SENACSA ラボラトリー局が提供するサービス内容を改善するための新たな診断技術を特定し提案する。
- 1-6. 上記 1-1. ～1-5. 活動から得た状況分析を文章の形で取りまとめる。
- 2-1. SENACSA 検査員へのインタビューにより、現在の技術レベル、研修ニーズを分析し特定する。
- (5) 活動内容
- 2-2. SENACSA 検査員の能力強化のために通線的に実施すべき研修の計画を立案する。
- 2-3. SENACSA 検査員の能力分析を文章の形で取りまとめる。
- 2-4. 活動 2-2. において優先順位付けされた研修計画に基づき、研修員のトレーニングを行う。
- 3-1. 活動 1-5. において開発された新たな家畜疾病の診断技術を実施する。
- 3-2. 国際機関の基準、活動 1-6. 及び 2-3. の結果に基づいて疫学調査方法、診断プロセス等が更新される。
- 4-1. 上記活動全般を通じて、SENACSA が取り組むべきパラグアイ国における家畜疾病診断に係る課題を特定する。
- 4-2. 上記 4-1. を踏まえたパラグアイ国に対する同分野の政策提言を作成する。

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： パラグアイ共和国（パラグアイ）

案件名： パラグアイにおける農牧バリューチェーン強化プロジェクト

Project for Strengthening the Agricultural Value Chain in Paraguay

2. 事業の背景と必要性

（１） 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

農牧業のグローバル化が進む現在、パラグアイでは大豆や牛肉等農牧製品の輸出促進が国の経済成長を強力に後押ししており、新規国際市場への参入も進められ、農牧業は当国の経済発展に欠かせない重要な位置を占めている。しかし、当国の大豆一次産品輸出に過度に依存した農業経済は、国際価格低迷の影響を直接受けることとなり、付加価値の欠如や土地の劣化による生産性の低下及び収益の悪化等、生産・販売環境の改善が課題となっている。

また、農村部住民の多くを占める小規模家族経営農家は、野菜や穀物、酪農・畜産製品等の生産に従事しているが、不十分な栽培技術に加え、市場ニーズを反映した的確な生産・加工・流通・販売や、適切なコスト計算等が出来ておらず、金融アクセスの欠如や近隣国からの農牧製品流入も相まって、効率的で競争力のある農牧製品バリューチェーンへの参入が困難な状況にあり、貧困や経済的不平等の低減が進んでいない。かかる状況を受け、パラグアイ農業が大豆一次産品依存から脱却し、新たなポテンシャル農牧製品の特定と国内外市場への参入を強化することを目的とし、農牧省は、トマト、タマネギ、ジャガイモ、ピーマン、バナナ、キャッサバ、サトウキビの７品目を優先品目に特定し、生産・販売体制の強化に向けた取組みを進めている。

JICA はこれまでに、パラグアイにおける輸出向け農牧製品のバリューチェーン強化に向け、ゴマを対象とした優良種子の生産支援を行う「小規模ゴマ栽培農家支援のための優良種子生産強化プロジェクトⅠ／Ⅱ」や、残留農薬に対する検査体制強化を図る「小規模農家の輸出農作物安全性向上プロジェクト」等の支援を行い、小農が生産する農産物の輸出体制整備を支援して来た。2019 年度には、中南米地域における農牧製品のバリューチェーン構築による新規市場開拓と日本企業の進出・連携可能性について検討する「中南米フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査」を実施しており、パラグアイも重点国のひとつとして有望農牧製品の特定が成された。

また、移住者支援の目的で設置・運営され、2010 年に日系 CETAPAR 財団に移管されたパラグアイ農業総合試験場（CETAPAR）においては、野菜や穀物、果物等の農産物の生産技術の他、土壌や種子等のラボラトリーにおける研究・検査等の知見を積み重ねるとともに、草の根技術協力「東部地域・酪農振興のための農業研修拠点の形成と人材育成支援プロジェクト」等による酪農技術の支援等を実施している。

本案件では、農牧省とパラグアイ生産協同組合連合会（FECOPROD）が進めている農牧バリューチェーン強化の取組みを支援し、産官学の連携を構築することで、市場志向型農牧製品の調査、選定から、生産、加工、流通、販売に至るバリューチェーンの改善を通じて、輸出及び国内市場に向けたパラグアイ農牧製品の多様化と商業化を図り、小規模家族農家の生産性と生計の向上を図ることを目的とする。選定する製品によっては CETAPAR を活用することを想定している。また、本案件の対象製品については、ローカルコンサルタントによる既存の文献レビューおよび現地調査を本案件開始時に実施することで精査し、現地調査の結果により対象を 3 品目程度に絞ることを想定している。

（２） 農業セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ

対パラグアイの国別開発協力量針（2012 年 4 月）では、重点分野として貧困層の生活向上を目的とする「格差是正」を掲げ、「小農自立化支援プログラム」において、小規模農家を対象とした行政サービスの強化や貧困層の生産活動への参加促進、地域経済の活性化に資する協力を展開している。なお、現在国別援助方針は改訂作業中であり、協力プログラムの一つとして、「輸出振興のための持続可能な農牧業開発」を設定予定。農畜製品の生産、流通、検査、輸出体制の強化を図ることで、パラグアイ製品の安全性向上と輸出促進を図ることを狙いとするプログラムである。本事業は同プログラムの中心となる取り組みであり、SDGs ゴール 2「飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」の実現に貢献するものである。

（３） 他の援助機関の対応

農牧省への支援として、米州開発銀行（IDB）による「全国農牧センサス」（2020～）、ドイツ復興金融公庫（KfW）による「肥沃土回復及び土壌保全プロジェクト（PMRN III）」（5 年間）等があり、本事業と類似する支援としては、世銀の「組織化された農家および先住民の小規模農家を対象とした市場アクセス向上のためのプロジェクト」や国際農業開発基金（FIDA）による「パラグアイ北東部における先住民族及び小規模営農の改善（PROMAFI）」（6 年間）、「パラグアイ東部地域における家族農家・先住民バリューチェーン改善フェーズ II（PPI II）」（5 年間）が実施中であり、FECOPROD に対して、EU による園芸作物、穀物、マテ及び薬草バリューチェーン調査・改善事業（4 年間）、USAID によるインクルーシブバリューチェーン事業（8 年間）等があげられる。いずれの事業も、小規模生産者支援を目的とする。

3. 事業概要

（１） 事業目的

本事業は、パラグアイの対象地域において、①農牧製品バリューチェーンの現状が診断され、具体的な対応を提示、②生産者及び産官学各部門が参画し協働する農牧製品バリューチェーン・プラットフォームの設立・運営、③選定された農牧製品のバリューチ

チェーン強化に向けた取組みの実践および加工及び流通・販売方法の改善、④対象製品のバリューチェーン強化に向けた研修内容の改善、を行うことにより、生産者及び産官学各部門間の効率的な連携・調整体制を構築し、農牧製品の多様化と商業化に資するバリューチェーンの強化をもって、農牧業生産者の生計及び生活の質の改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

(計画フェーズのパイロットプロジェクトのサイトおよび製品により決定)

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：農牧省（MAG）、パラグアイ生産協同組合連合会（FECOPROD）、
パイロットプロジェクト対象者
最終受益者：小規模家族農家

(4) 総事業費（日本側）

4 億円

(5) 事業実施期間

2021 年 2 月～2025 年 2 月を予定（計 48 カ月）

（うち、計画フェーズ：2021 年 2 月～2022 年 2 月）

(6) 事業実施体制

実施機関：MAG, FECOPROD

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ・ 専門家
 - －総括（政策・制度、官民連携プラットフォーム形成）
 - －短期専門家（流通/マーケティング、農牧加工等）¹
- ・ 業務調整／研修管理（現地庸人）
- ・ カウンターパート国別研修
- ・ 機材供与：活動に必要な機材の購入（事務機器等）
- ・ プロジェクト活動経費

2) パラグアイ国側

- ・ カウンターパート人員の配置
- ・ 事務所スペースの提供
- ・ プロジェクト活動経費

¹ 日本人専門家のみならず、第三国専門家やローカルコンサルタント（現地再委託）等を活用してこれらの技術を提供することを想定に含む。

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

過去の農牧省を実施機関とする案件からの教訓として、公的機関は移動手段や予算等に制約があることから、民間組織と連携して活動を実施することが望ましい点指摘されており、本要請では民間組織である生産協同組合連合会（FECOPROD）を現場のカウンターパートとして実施することを想定している。

2) 他援助機関等の援助活動

世銀は「組織化された農家および先住民の小規模農家を対象とした市場アクセス向上のためのプロジェクト」を2020年から6年間実施中。また、農牧省が国際農業開発基金からの借款で、東部の小農を支援する2案件を2019年に開始。両者のプロジェクトはともに「小農のバリューチェーンへの参入」を掲げており、農民組織の提出したプロポーザルをもとに小規模の生産や加工支援する内容となっている。世銀のプロジェクトでは、企業とのアライアンス、デジタル・農産物プラットフォーム形成も提唱されており、これらの部分は今後、本事業でも十分な情報共有が必要である。また、野菜や果樹等の分野では2019年にEUとUNIDOによるバリューチェーン調査が実施済みであり、今後EUによるバリューチェーン強化の取り組みが実施される予定。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリCに該当する。

③ 環境許認可

④ 汚染対策

⑤ 自然環境面

⑥ 社会環境面

⑦ その他・モニタリング

2) 横断的事項

3) ジェンダー分類：「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容／分類理由＞

小規模家族経営農家のバリューチェーン構築と生計向上を支援するに当って、農牧製品の生産、加工、流通、販売を行う過程に女性の参画は必須であり、活動実施に際してはジェンダーへの配慮を行う。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標:対象農牧製品のバリューチェーン構築を通じて、農牧業生産者の生計及び生活の質が改善する。

指標及び目標値：(第2フェーズ開始までに決定)

- (2) プロジェクト目標：生産者及び産官学各部門間の効率的な連携・調全体制の構築を図り、農牧製品の多様化と商業化に資するバリューチェーンを強化する。

指標及び目標値：

1. パイロットプロジェクト実施により農牧製品の加工品の種類が増える。
2. パイロットプロジェクトで対象製品のバリューチェーン強化モデルが構築される。
3. 関係者間の調整会議がx回開催される。

- (3) 成果

＜第1フェーズ：計画＞

成果1：農牧製品バリューチェーンの現状が診断され、具体的な対応が提示される。

＜第2フェーズ：実施＞

成果2：生産者及び産官学各部門が参画し協働する、農牧製品バリューチェーン・プラットフォームが設立、運営される。

成果3：選定された農牧製品のバリューチェーン強化に向けた取組みが実践され、加工及び流通・販売方法が改善される。

成果4：対象製品のバリューチェーン強化に向けた研修内容が改善される。

指標及び目標値：(第2フェーズ開始までに決定)

- (4) 活動

＜第1フェーズ：計画＞

1.1 可能性のある農牧製品の現状把握と「加工技術」や「流通/販売」を中心に優先課題特定のため、既存のバリューチェーン調査文献及び追加調査を行う。

1.2 1.1で実施した分析結果に基づき対象製品を選定する。

1.3 適切なパイロットプロジェクトを選定する。

1.4 「産品登録・認証システム」や「投資誘致策」含め、農牧製品バリューチェーン強化に向けた政策・制度面の現状と課題、他国のグッドプラクティスを把握し、共有する。

1.5 選定された対象製品のバリューチェーン強化を具体的に進めるための全体的なアクションプランを作成する。

＜第2フェーズ：実施＞

(成果2、3、4の活動については、計画策定結果により第2フェーズ開始までに決定)

2.1 農牧製品バリューチェーンに係るプラットフォーム設立に向け、生産部門、民間部

門、公的部門、学術部門による会議を設定・開催する。

- 3.1 選定されたバリューチェーン強化対象産品に係るビジネス環境（市場、生産、加工、流通、販売、技術等）の分析を行う。
- 3.2 各パイロットプロジェクトの実行委員会を形成する。
- 3.3 実行委員会が合意した計画に基づき、対象産品のバリューチェーン強化に向けたパイロットプロジェクトを実施する。
- 3.4 実行委員会と活動モニタリングを実施し、各部門から提供されるサービスが有効に相互作用するためのメカニズムを確立する。
- 3.5 パイロットプロジェクトの実証をプラットフォームにフィードバックし、対象産品に係る国家戦略／開発計画の策定を行う。
- 4.1 選定された対象産品のバリューチェーン強化に必要な研修内容を見直し、改善する。
- 4.2 対象産品のバリューチェーン強化に向けたステークホルダー（生産者、加工・流通業者、研究者等）に対する研修を実施する。

5. 前提条件・外部条件

（１） 前提条件

- ・ 対象地域の治安等が悪化しない。
- ・ 大きな天候不順が発生しない

（２） 外部条件

- ・ パラグアイ政府のバリューチェーンに関する政策が大きく変わらない。
- ・ 農牧省及び関係機関に適切な予算措置及びカウンターパートの配置が行われること。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

パラグアイ国では、「農業総合試験場プロジェクトフェーズⅠ／Ⅱ（技プロ）」、「小規模ゴマ栽培農家支援のための優良種子生産強化プロジェクトⅠ／Ⅱ（技プロ）」、「農協クラスター形成支援プロジェクト（技プロ）」、「イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト（技プロ）」、「東端畑作地域・酪農技術向上支援（技プロ）」等の支援を通じた農業・畜産分野での支援実績がある。我が国が1962年に日系移住地（イグアス）に設置し、2010年に日系CETAPAR財団に移管されたパラグアイ農業総合試験場（CETAPAR）を活動の場としてきた経緯があり、本案件も施設や技術、人材等、これまでの日本による協力成果の有効活用が図られることを想定している。

過去の農牧省を実施機関とする案件からの教訓として、公的機関は移動手段や予算等に制約があることから、民間組織と連携して活動を実施することが望ましい点指摘されており、本要請では民間組織である生産協同組合連合会（FECOPROD）を現場のカウンターパートとして実施することを想定している。

7. 評価結果

本事業は、パラグアイ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の詳細策定評価計画

(1) 二段階計画策定方式による計画策定の適用

本件に関し二段階計画策定方式を適用

(2) 詳細計画策定スケジュール

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1) ベースライン調査 | 2021 年 2 月～2021 年 10 月 |
| 2) パイロット事業の選定 | 2021 年 11 月～2022 年 1 月 |
| 3) アクションプランの策定 | 2022 年 1 月 |
| 4) 詳細計画策定予定時期 | 2022 年 1 月～2022 年 2 月 |

9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴

これまで経済成長の恩恵を十分に受けられなかった小規模家族経営農家への裨益と生計及び生活の向上を目指している。また、日系農協への裨益やパラグアイ農業総合試験場（CETAPAR）の活用を進め、同試験場では既に民間企業との連携事業を進めており、将来的に日系企業との連携の可能性も期待したい。

2) 日本にとっての特徴

二段階方式を採用し、第 1 フェーズ 1 年間を活用して先方によるプロジェクトの課題分析及び計画立案を行う点。キャパシティ・アセスメントを行い、自らの課題や各組織の役割・キャパシティを明確にすることにより、案件終了後も踏まえた実施可能な計画立案及びその後の実施・モデル形成を目指す。

(2) 広報計画

プロジェクトの HP のみならず、現地で良く使用されている SNS 等を利用し、効果的に広報活動を行う

10. 備考

特になし。

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： パラグアイ共和国（パラグアイ）

案件名： 栄養改善アドバイザー

Advisor for the Improvement of Nutrition

2. 事業の背景と必要性

パラグアイでは、経済成長に伴う「栄養転換（低栄養から過剰栄養、非感染性疾患（以下、NCDs という。）の増加への移行）」、「二重負荷（低栄養と過剰栄養が同時に存在している状態）」といった新たな課題に直面しており、循環器疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患等の NCDs による死亡が全体の死因の 74%を占めている。また 100,000 人当たりの NCDs による死亡者数は 2016 年で 506.2 人と、北米・中南米 32 か国中 10 位を占め、地域内でも高い水準にある（WHO、2016 年）。パラグアイでは、30 代から NCDs に罹患するケースも多く、医療費負担の増加に伴う国家及び個人の経済的損失に繋がっている。生活習慣病等の NCDs が増えている原因の一つとして、幼児期からの運動不足、栄養知識の不足による栄養の偏りがあり、幼児期からの栄養状態の改善が必要である。

当国の日常的な食事は、①糖質同士の組合せが多い、②肉料理や揚げ物等、油や塩が多く使われている、③野菜・果物の摂取不足、④デザートや飲み物に大量の砂糖が使用されている等、糖尿病や肥満等の生活習慣病の原因を引起しやすい食生活が特徴として挙げられる。こうした食生活は幼児期から常習化しており、幼児の過体重と肥満は、摂取エネルギーの過剰、食事バランスの悪さ、運動不足等から生じ、幼児時の肥満は早期の成人肥満に移行しやすく、糖尿病や高血圧等の疾患の原因になりうる。それらの病気は動脈硬化を促進し、将来的に心筋梗塞や脳卒中を起こすリスクを高めるため、幼児時からの食事の栄養バランスの改善や運動を学校や家庭で促進し、幼児期からの過体重や肥満を予防することが重要である。この問題に取り組むべく、「NCDs の予防と管理に向けた国家アクションプラン 2014-2024」や「肥満の予防と管理のための国家戦略実行計画 2015-2025」を通じて、パラグアイ厚生省非感染性疾患監視課（以下「DVENT」という。）は目標設定やモニタリングを実施しており、特に学齢期の児童を優先すべき介入対象と位置付けている。

かかる状況に鑑み、栄養改善に係る戦略の策定支援、学校給食や校内売店で提供される食事メニューの評価・改善、学齢期の児童向けの栄養食品ガイド等の啓発普及教材の作成支援や広報戦略強化等を通して、小児の健康促進や将来的な生活習慣病の減少に貢献する専門家の派遣がパラグアイ政府から要請された。

本専門家は NCDs の原因の一つとなる肥満の予防を促進するために、DVENT 及び国立食品・栄養院（以下「INAN」という。）職員への政策立案支援を行う他、学校現

場における栄養改善や運動促進、栄養教育教材の作成支援を行うことを目的として派遣される。

3. 事業概要

- (1) プロジェクトサイト／対象地域名
アスンシオン
 - (2) 事業実施期間
2021 年 4 月～2023 年 4 月を予定（計 24 カ月）
 - (3) 事業実施体制
 - (和) 厚生省非感染性疾患監視課
 - (英) Department of Vigilance of the Non-Communicable Diseases, Ministry of Public Health and Social Welfare (DVENT)
- ※関係機関
- (和) 国立食品・栄養院
 - (英) National Institute of Food and Nutrition (INAN)

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標:
新たに全国の学齢期の児童の過体重・肥満の減少に貢献する戦略・方針が策定され、対象地域を拡大して実施される。
- (2) プロジェクト目標:
学齢期の児童の過体重・肥満の減少に貢献する戦略・方針が策定され、関係機関において実施される。
- (3) 成果
 - 成果 1：学齢期の児童について、肥満の問題の原因が特定され、肥満児減少のための DVENT による国家戦略への提言がなされる。
 - 成果 2：モデル校にて、学校給食や校内売店等、学校現場における食事や間食（補食）の提供に関し、メニューの栄養改善が図られる。
 - 成果 3：既存の栄養教育教材の他、「食品代替ガイドブック」等も活用した健康的な食事や運動の促進に関する周知・広報について、既存教材の電子化や SNS 等も活用した DVENT/INAN の新たなヘルスプロモーション戦略が立てられる。
- (4) 活動
 - 活動 1-1 学齢期の児童の栄養教育、運動促進に関する知識の最新化と能力強化を目指し、DVENT 及び INAN 職員に対する研修を実施する。
 - 活動 1-2 学齢期の児童の過体重と肥満の問題に対処するため、厚生省の短・中・長期的な方針及びマルチセクターな国家戦略の策定を支援する。

- 活動 2-1 関係機関と協議の上、アスンシオン及び近郊のモデル校を選定し、学校給食や間食（補食）また校内売店で提供される食事メニューの見直しと評価を行う。
- 活動 2-2 学齢期の児童向けの「栄養食品ガイド」の作成を支援する。
- 活動 2-3 2-1 を踏まえ、学校で提供される食事メニューの改善・管理システム強化に向けた提言を行う。
- 活動 3-1 同国で作成・活用されている栄養教材を把握する。
- 活動 3-2 栄養教育に係る広報戦略の一環として、C/P 機関と共に学齢期の児童の健康的な生活（食育と適度な運動）を促進するプロモーション計画を作成する。
- 活動 3-3 電子媒体の活用も考慮しつつ、食品に含まれる栄養価やその割合、国内で入手が容易且つまたより栄養価の高い食材に代替できる食品を提示した代替食品・メニューに関する学齢期の児童向けの「食品代替ガイドブック」の策定を支援する。
- 活動 3-4 健康的な食事や食習慣、運動の促進に関する、DVENT/INAN のヘルスプロモーション戦略に対して助言・指導を行う。

5. 備考

特になし。

以上